

武蔵村山市立学校における学校保健安全法第三種の感染症に係る登校基準

平成28年7月25日 武蔵村山市医師会・教育委員会

病名	基準	医師の証明書	
コレラ	治癒するまで出席停止	要	
細菌性赤痢			
腸管出血性大腸菌感染症	医師において感染のおそれがないと認められるまで出席停止		
腸チフス、パラチフス	治癒するまで出席停止		
流行性角結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで出席停止(水泳禁止)		
急性出血性結膜炎			
溶連菌感染症	適切な抗菌薬療法開始後 1~2日経過して、全身状態良好なら登校許可、水泳許可		
マイコプラズマ感染症	症状軽減後、全身状態良好なら登校許可		
感染性胃腸炎(ノロ、ロタなど)			
A型肝炎	肝機能が正常になるまで出席停止		
B型肝炎	急性肝炎の急性期でなければ、医師の判断により登校許可		
C型肝炎			
サルモネラ感染症(腸チフス、パラチフスを除く)、カンピロバクター感染症	症状軽減後、全身状態良好なら登校可		学校長が学校医と相談のうえ、出席停止の処置を行った場合は必要
インフルエンザ菌感染症			
肺炎球菌感染症			
伝染性紅斑	全身状態良好なら登校可、水泳可		
急性細気管支炎(RSウイルス感染症など)	症状軽減後、全身状態良好なら登校可		
EBウイルス感染症			
単純ヘルペス感染症	局所症状のみならば登校可。発熱や全身性水疱あれば出席停止が望ましい。		
帯状疱疹	登校可。ただし、就学前は治癒するまで出席停止。	※これらの疾患にかかった場合は、出席停止でなくても、必ず学校へ連絡すること。	
手足口病	全身状態良好なら登校可		
ヘルパンギーナ			
伝染性膿痂疹(とびひ)	患部を覆って登校可、水泳は治癒するまで不可		
伝染性軟属腫(水いぼ)	登校可、水泳は主治医の指示に従う		
アタマジラミ	登校可、水泳は主治医の指示に従う		
疥癬	治療開始後登校可。ただし、他人と直接接触避ける。		
カンジダ感染症	登校可		
白癬感染症(特にトンズランス感染症)	登校可。ただし、他人と直接接触避ける。		

※ 基準は「学校において予防すべき感染症の解説」(公益財団法人 日本学校保健会 2013 刊)に準拠

※ 以外の第三種感染症は、流行の程度により学校が出席停止の処置を行う場合がある